

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費について

消費税率(国・地方)が、平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられました。引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度旭市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) 引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 479, 663千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 10, 466, 104千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区 分	予算科目			令和元年度 決算額	財源内訳				
	款	項	目		特定財源			一般財源	うち、地方消費 税交付金(社会 保障財源化分)
					国・県支出金	地方債	その他		
社会福祉	3 民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	127,116	50,615	4,300	4,398	67,803	5,365
		1.社会福祉費	2.障害者福祉費	1,499,007	1,038,531	0	13,927	446,550	35,332
		2.老人福祉費	1.老人福祉総務費	77,235	2,389	0	6,564	68,281	5,403
			3.生活支援費	19,326	0	0	8,288	11,037	873
		3.児童福祉費	1.児童福祉総務費	924,381	466,501	0	48,821	409,059	32,366
			2.母子父子福祉費	336,319	114,236	0	1,571	220,512	17,447
			3.児童措置費	937,794	800,291	0	0	137,503	10,880
			4.児童福祉施設費	148,291	0	128,800	0	19,491	1,542
			5.障害児福祉費	138,664	91,351	0	7,312	40,002	3,165
		6.保育所費	1,099,076	365,243	0	264,782	469,050	37,112	
4.生活保護費	2.扶助費	670,482	507,595	0	14,616	148,271	11,732		
保健衛生	4 衛生費	1.保健衛生費	1.保健衛生総務費	2,259,577	0	0	7,989	2,251,588	178,151
			2.予防費	218,691	5,483	0	950	212,258	16,794
			3.母子保健費	62,261	5,929	0	1,000	55,332	4,378
社会保険	3 民生費	1.社会福祉費	4.国民健康保険費	478,955	302,918	0	0	176,037	13,929
		2.老人福祉費	2.後期高齢者医療費	718,512	110,677	0	2,048	605,788	47,931
		4.介護保険費	750,417	26,695	0	0	723,722	57,263	
合 計				10,466,104	3,888,454	133,100	382,266	6,062,284	479,663

※人件費、事務費及び基金積立金については除外しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、事業に要する一般財源の比率に応じて充当します。